

貨物利用運送事業者アンケート

中部運輸局では、規制緩和後における競争環境の変化や軽油価格の急激な高騰がトラック産業に与える影響は大変深刻なものとなっていることから昨年3月に策定された、公正取引委員会と国土交通省連名の「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」等に基づき、荷主団体等に対して、下請・荷主適正取引推進及び燃料サーチャージ制の導入について協力要請を行いました。

また、中部トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を開催してトラック輸送に関わる関係者が相互の理解と信頼に基づく関係を構築できるような環境整備に努めており、こうした取組の一環として、荷主と元請・実運送事業者の間にあり、パートナーシップを確立する上で重要な役割を持つ貨物利用運送事業者を対象に、各質問項目に対する現状把握及び適正取引を推進する上での課題を把握するためアンケート調査を行った。

◇アンケート調査の概要

1. 調査対象事業者
貨物利用運送事業のみを経営している、大手親会社を荷主とした物流子会社
2. 調査事業者数
20者
3. 回答のあった事業者数
15者
4. アンケートの実施時期
平成21年3月

◇アンケートの質問項目

別紙の「アンケート」のとおり

◇調査結果の概要

1. 変動する燃料費に対する運賃等への反映状況及び課題

87%の事業者がサーチャージの導入、基本運賃の変更など何らかの形で燃料費を運賃へ反映していることが分かった。

中には、荷主側からの物流費削減の意向に苦慮しながらも、せめてもの防衛として値下げをせず、現行運賃の維持に努力し、互いの立場を認識した対応をしていることが伺える。

また、(サーチャージによらなくてもこれまで、)逐次両者合意のもと単価見直しを行ってきたと、自社と輸送会社の合意に自信を持っていると思われる事業者もあった。

11月以降の燃料価格、4月以降の景気の悪化によりサーチャージ後の対策が課題。

2. 安全運行の確保や法令の遵守に関するトラック事業者の希望・要望の反映状況

87%の事業者が何らかの対策を取っていることが分かった。

トラック事業者の要望を受け荷主との交渉を常に行っている事例のほか、余裕ある作業計画をトラック事業者と打ち合わせより設定し、待機時間の短縮を図る例や、余裕あるダイヤ、余裕ある荷扱に協力したり、納品ロット(小口化)の緩和を図った事例もあった。

荷扱いなど現場の作業、納品ロットなどの輸送効率化、着荷主の条件を含めた現場の状況まで考慮されているかが、不明であることや、安全・法令遵守の上でコストを削減することが課題との意見がある。

3. パートナーシップを確立する上での役割・責任分担について

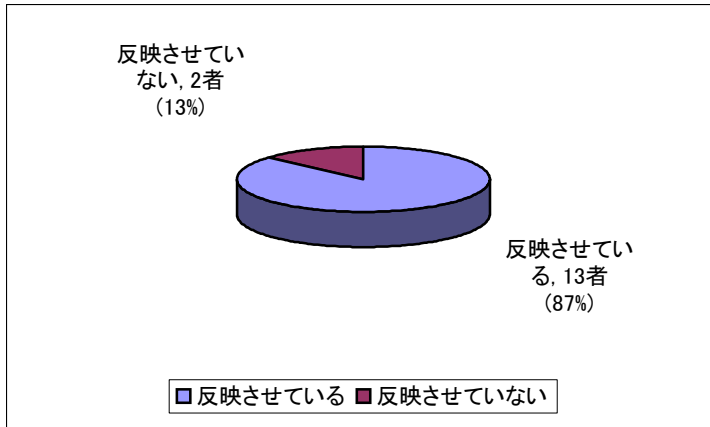
相互理解・課題改善及び信頼関係維持のため、定期的な会議を活用している。
パートナーシップを確立するには、荷主と運送事業者との交渉、信頼関係の構築を必要とする一方、お互い面倒な部分は押しつけあっている、荷主は強い立場で要望は全面的に受入なければならないという現状もあったが、パートナーシップを、相互の理解と信頼に基づく関係とする事は、概ね理解されているのではないかと。

4. 協力要請の趣旨についての感想

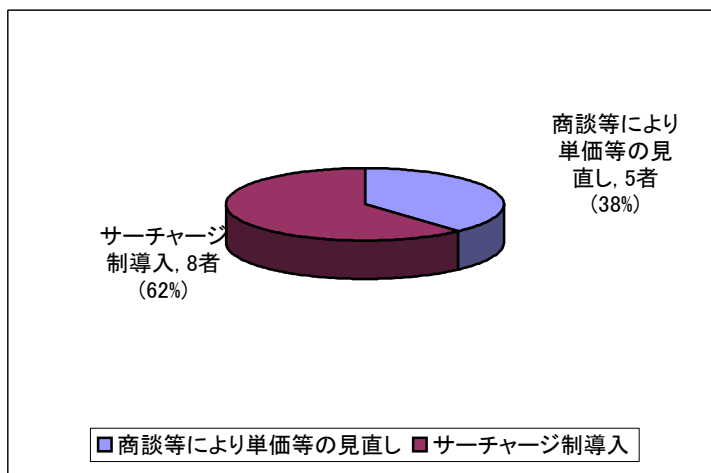
協力要請の内容はある程度理解でき、趣旨に沿うように対応していきたいとする前向きな感想であった。

質問1 変動する燃料費をトラック運送業者に支払う仕組みをどのような形で運賃等に反映されているか教えてください。
また、現行の仕組みの課題や貴社の悩みがありましたら教えてください。

○ 変動する燃料費を運賃等に反映させているかどうか。



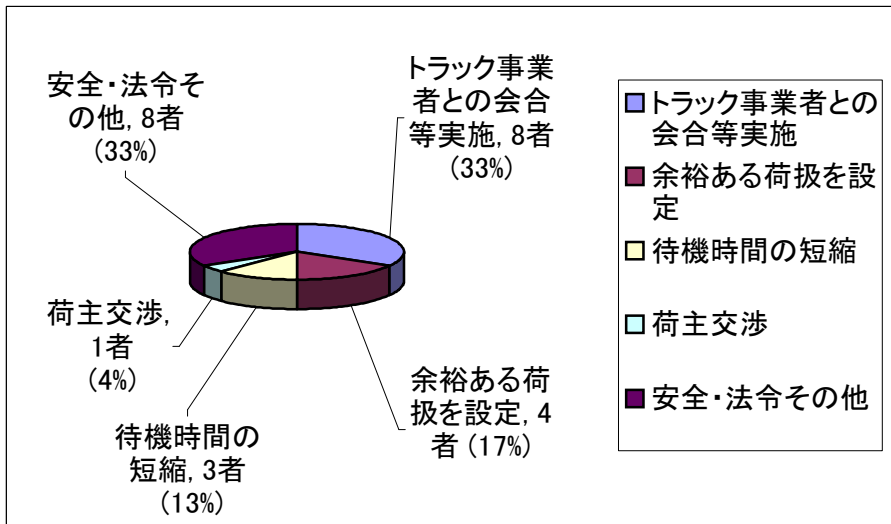
○ 変動する燃料費をどのような形で運賃等に反映されていますか。



○ 課題や悩み

- ・ 燃料単価の変動は、毎月の物流費単価の変更となるため、事務工数的に難しい。
- ・ 運賃等へ反映させる以前の問題として、荷主側から物流コスト削減のため激安運賃を求められる。
- ・ 不況による荷量の減少から、車両の変更・運行回数の減少が課題である。

質問2 荷物の出入荷に際して、安全運行の確保や法令の遵守に関するトラック運送事業者の希望、要望等をどのように反映されていますか。また、現行の仕組みの課題や貴社の悩みがありましたら教えてください。



15者中13者(87%)は、会合や書面により、実トラック事業者との間で、要望を聞く機会やトラック事業者の待機時間、荷扱時間等を考慮した配車を行っている。

※回答のあった1者のみ、実運送事業者に対応させている。

○ 課題や悩み

- ・ 実運送事業者の手待ち時間の把握がしづらい。
- ・ 安全・法令遵守をする上で、コスト削減をすることが課題である。

質問3 利用運送事業者、トラック運送事業者、荷主との間のパートナーシップ（相互の理解と信頼に基づく関係）を確立する上で、おのおのの責任・役割分担などについてどのような課題があるとお考えですか。

○ 責任や課題

- ・ パートナーシップは、荷主・輸送会社の互惠関係が基本であり、荷主は、輸送会社に適正な配慮をするとともに、輸送会社も荷主へ適正な配慮が要と考える。
- ・ 出荷から最終の納品までの配送の質（品位）の確保のための打ち合わせなどによる、相互理解と信頼関係の維持のための打ち合わせが重要と考えています。
- ・ 会社として責任、役割分担は把握している。
実際業務に関わる人の中で責任分担等をお互い認識する必要がある。
- ・ 荷主側と運送業者側との互いの立場の違いに対する認識不足があるのではと思われる。
- ・ 輸送会社は下請けではなく協力会社として定期的な会議、安全パトロールなど協力して行っています。
定期的な会議等で問題点の情報を共有することが重要です。
- ・ 利用運送事業者、トラック運送事業者、荷主と1回/月定例会を実施し、問題点を解決している。
- ・ お互い面倒な部分は押しつけあっている。
（業務区分にグレーゾーンあり）
- ・ トラック運送事業者の意見要望等を聞き、改善が必要である場合には、荷主と交渉を常に行う。
- ・ 定期的且つ必要に応じた打ち合わせを実施し、双方で課題解決に努めております。
- ・ 利用運送事業者、トラック運送事業者、荷主との定期的な会議を実施しており、問題点についてもその都度改善協議を実行している。
- ・ 荷主に関しては、やはり貨物を提供する強い立場でありますので要望は全面的に受け入れなければなりません。
利用運送については、荷主のニーズに合わせた車両の調達、末端のトラック業者については確実に安全な輸送をお願いすることです。
- ・ 価格の差だけで運送事業者を選定するだけでなく、安全、コンプライアンスの対応なども理解していただきたい。
荷主様からは燃料費を吸収する改善を常に要求されておりますが、現実、安全、コンプライアンスにおいて費用が増加しているため、選定の際、荷主様にご理解願いたいです。
- ・ 今後の貨物量の激減により、運賃の値下げ動向が心配である。
- ・ 荷主と運送事業者間の信頼の構築のために、品質、安全、コストの要求事項を満たしてもらい良好な関係を築く。
- ・ 荷主と運送事業者の相互理解と協力が不可欠だと思います。
荷主は、下請代金支払い遅延防止法の徹底。
運送事業者は安全運行の徹底における安全確保だと思います。

質問4 今回の協力要請の趣旨について、貴社のご感想として①～③のうち一番近い項目はどれですか。

- ①内容はある程度理解できた。趣旨に沿うように対応していきたい。
- ②同封の資料だけでは不明な点も多く、今後できれば何らかの説明の機会がほしい。
- ③その他()

①=13者

②=0

③=1者(特に問題ないとする)

※1者無回答

貨物利用運送事業者の皆様へ

トラック運送業の適正な取引を推進するため貨物利用運送事業者の皆様方を対象に、アンケート調査を行いますので、3月26日（木）までにご回答頂きますよう、何分のご理解とご協力をお願いいたします。

中部運輸局自動車交通部 貨物課 担当 平谷 山内
電話 052-952-8037

会社名

電話

ご担当

質問1 変動する燃料費をトラック運送業者に支払う仕組をどのような形で運賃等に反映されているか教えてください。また、現行の仕組みの課題や貴社の悩みがありましたら教えてください。

質問2 荷物の出入荷に際して、安全運行の確保や法令の遵守に関するトラック運送事業者の希望、要望等を、どのように反映されていますか。また、現行の仕組みの課題や貴社の悩みについて教えてください。

質問3 利用運送事業者、トラック運送事業者、荷主との間のパートナーシップ（相互の理解と信頼に基づく関係）を確立する上で、おのおのの責任・役割分担などについてどのような課題があるとお考えですか。

質問4 今回の協力要請の趣旨について、貴社のご感想として①～③のうち一番近い項目はどれですか。

①内容はある程度理解できた。趣旨に沿うように対応していきたい。

②同封の資料だけでは不明な点も多く、今後できれば何らかの説明の機会がほしい。

③その他（ ）

ご協力どうもありがとうございました。

【協 力 要 請 文】

中運自貨第 820 号
平成21年 3月13日

別紙宛名一覧
物 流 子 会 社 宛て

国土交通省 中部運輸局 自動車交通部長
藤原 威一郎

トラック運送業における下請・荷主適正取引の推進及び
燃料サーチャージ制の導入のための協力要請について

時下ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

日頃より、運輸行政の推進にご理解とご協力をいただき、厚くお礼申し上げます。

さて、規制緩和後の競争環境の変化や軽油価格の急激な高騰が、トラック産業に与える影響は大変深刻なものとなっていることから、中部運輸局では昨年3月に取りまとめられた「軽油価格高騰に対処するためのトラック運送業に対する緊急措置」及び「トラック運送業における下請・荷主適正取引推進ガイドライン」並びに「トラック運送業における燃料サーチャージ緊急ガイドライン」の周知を図るとともに、荷主団体等に対して、下請・荷主適正取引推進及び燃料サーチャージ制の導入の協力要請を行ってきました。

また、中部運輸局では、中部トラック輸送適正取引推進パートナーシップ会議を開催してトラック輸送に関わる関係者が相互の理解と信頼に基づく関係を構築できるよう環境整備に努めているところです。

つきましては、トラック輸送に関わりの深い貨物利用運送事業者の皆様にも、こうした動きをご理解いただきたくとともに、これらの緊急措置やガイドラインの趣旨に沿った適正取引の推進について協力方要請いたします。